

審査基準及び標準処理期間整理個表

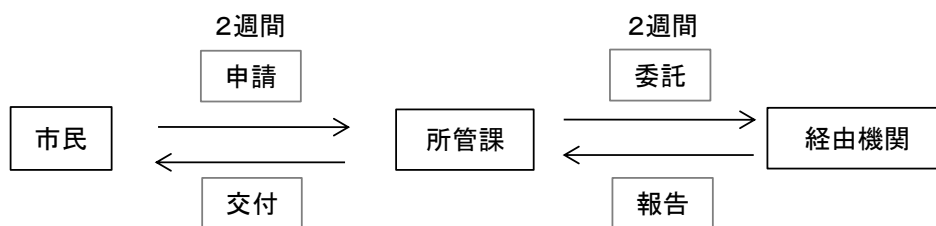
番号 3

処 分 名	危険物施設の設置・変更の許可(特定屋外タンク貯蔵所等の本体の部分に係るものに限る。)	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、危険物施設の設置及び変更の許可を行う。	
根 拠 法 令 名	消防法(昭和23年法律第186号)	
条 項	第11条第1項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間		2週間
所管課での処理期間		2週間
標準処理期間	計	4週間
判断基準	<p>消防法第11条第1項に該当する者の申請で、同第10条第4項に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ掲載  消防法  第10条  第4項 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p> <p>第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。</p> <p>一 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。) 当該市町村長</p> <p>二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を除く。) 当該区域を管轄する都道府県知事</p> <p>三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長</p> <p>四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事(二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣)</p> <p>第2項 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣(以下この章及び次章において「市町村長等」という。)は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第四項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)  第3章 製造所等の位置、構造及び設備の基準  第2節 貯蔵所の位置、構造及び設備の基準  第11条 屋外タンク貯蔵所の基準  ① 屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準  ② 浮き蓋付特定屋外貯蔵タンク  ③ 高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所(基準の特例)  ④ アルキルアルミニウム等の屋外タンク貯蔵所(超える特例)  ⑤ 岩盤タンク又は特殊液体危険物タンクに係る屋外タンク貯蔵所(基準の特例)  ⑥ 水張試験等の特例  ⑦ 特別防災区域の特定屋外タンク貯蔵所に係る経過規定</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請から交付まで  
4週間



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。